

令和三年度古文書解読講座初級

第一回（七月十七日）

にんべつつけとりてがた

「人別請取手形を読む」

担当 大島 千鶴

☆本講座で学ぶ事

- ・ 同内容の古文書をたくさん読んで候文に慣れましょう
- ・ 古文書に頻出する文字のくずし・慣用句を学びましょう

1 候文に慣れましょう

ゝ 候 処、
ゝ 候 間、
此 度ゝ二 付……ゝ 候 へ、…… 御 座 候
ゝ 候 得 共、
ゝ 候 而、
無 御 座 候
…… 依 而ゝ 如 件

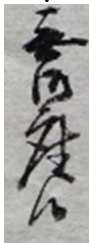
2 基本的な返読文字・慣用句を覚えましょう

※頻出する返読文字

被成…



無御座候…



可申…



可被成候…



※慣用句

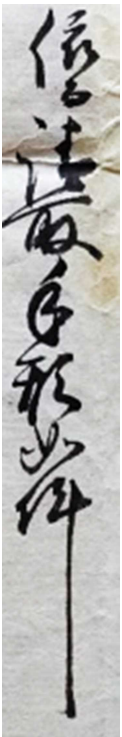
候二付…



候間…



依而ゝ如件…証書類や宗門手形・往来手形などの最後に用いられる決まり文句です。「前文の通り間違いないでございません」といった意味です。



人別請取手形とは？
にんべつうけとりてがた

く江戸時代の禁教政策と戸籍く

寺請制度
てらうけ

江戸時代の宗教政策で宗門改しゅうもんあらためを行い、寺院がその檀徒に対し、キリシタンや不受不施派などの禁制宗派ではなく自分の檀家であることを保証しました。この制度によって檀那寺は檀徒の縁組・奉公・旅行などの際には身分証書となる寺請証文おうらい（往来手形・宗門放手形はなちなど）を発行しました（寺送り）。

宗門改

江戸時代から明治初年にかけて、信仰を定期的に調査する宗門改が行われました。初めはキリシタン禁圧を目的としましたが、後には戸籍調査としての性格が主となりました。寛文十一年（一六七一）には「宗門人別改帳にんづあらためちよう」の作成が義務付けられ、以後江戸時代を通じて実施されており、明治になって戸籍法が成立した後も明治六年（一八七三年）まで存続しました。

「宗門人別改帳」

宗門改により作成された帳簿で、家ごとに戸主以下家族・奉公人の名前・性別・年齢などと共に宗旨・檀那寺が記載され、檀那寺と村役人が証印を加えました。毎年作成され戸籍の役割を果たしましたが、明治四年（一八七一）の戸籍法の制定にともない廃止されました。

寺送り

結婚・奉公などで他村に移動する際、それまでの檀那寺が転居先の新属の檀那寺に戸籍を移す手続きです。檀那寺は移動の理由などを記し、自分の檀家であったことを保証した証文（手形）を新属の寺院へ送ります。この時、転居人は元の居村の役人が出す宗門（人別）放手形も併せて持参しました。放手形を受け取った新属の寺院は自分寺の檀家に加える旨、転居先の村役人は自村の宗門人別帳に書き加える旨を記した宗門（人別）請取手形を返送しました。

※『日本史広辞典』山川出版社

『角川新版日本史辞典』角川書店

『岩波日本史辞典』岩波書店

などを参照